

**1. 地域における技能振興に係る業務**

技能振興は、特に若年者のものづくりに対する関心喚起を行うことが重要であり、ものづくりに興味を持ち、進んで技能者を目指す場を提供します。また広く一般に対しては、ものづくりの魅力を社会全体が共有できる場を積極的に提供することで、技能尊重気運の醸成等を図ります。

(1) 技能五輪全国大会予選の実施・援助

- ① 技能五輪全国大会の予選の実施（2 競技職種以上）
- ② 参加旅費等の支援（各大会の都度）

中小企業や教育訓練施設を対象に、競技大会への参加促進を図るため、若年者ものづくり技能競技大会・技能五輪全国大会の参加選手の旅費及び工具等の運搬費の援助、選手指導者の旅費について支援を行います。

(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組み

① ものづくりマイスター等及びそれ以外の熟練技能者の活用

ア イベント開催

熟練技能者の製作実演・作品展示・ものづくり体験教室、職種の紹介・技能士製作の作品展示、技能士・技能検定制度の紹介をするなど、県民に広く技能の素晴らしさや技能士の活動をPRし、ものづくり文化を披露する場を提供いたします。

イ ものづくりマイスター、ITマスター以外の熟練技能者の派遣

- ② 技能競技大会展の実施
- ③ 技能士展の実施
- ④ 地域発！いいもの応援事業の実施
- ⑤ グッドスキルマーク事業の実施
- ⑥ 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援

**2. ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務**

ものづくりマイスター制度をさらに周知・広報するため、連携会議に属する各組織からの広報活動のほか、様々な団体等を通して、企業や技能士会、技能者の方々へのものづくりマイスターの認定申請の働きかけを行います。また様々なニーズに対応するため、これまで認定されていない職種でのマイスターの開拓にも重点をおき、登録は数ではなく真に必要な職種と人数に絞り込んで実施します。またITマスター及びテックマイスターの登録に対しても同様に働きかけを行ないます。

- (1) ものづくりマイスター等の開拓・説明・申請書類の取りまとめ
- (2) ものづくりマイスター等に対する研修

**3. ものづくりマイスター等の活用に係る業務**

若年技能者の人材育成に係る相談・援助を行うとともに、技能競技大会の競技課題等を活用しながら広く若年技能者への実技指導を行い、若年技能者の技能習得レベルの底上げを図ります。また、ものづくりに慣れ親しんだことが少ない学生生徒、教育機関関係者等に対して、講師として派遣することにより、産業の魅力を発信し技能分野への誘導を図ります。

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施

求められたニーズに対応できるものづくりマイスター等を選定・派遣し、過去の技能競技大会の競技課題又は技能検定実技課題を基にした実技指導等を行います。

- ① 中小企業等に対する実技指導
- ② 工業高校等の学生に対する実技指導

(3) 「目指せマイスター」プロジェクト

① 「ものづくりの魅力」発信

若者の技能離れ、ものづくり人材の不足に対応していくためには、若年期からものづくりに関する理解促進等が不可欠だと考えます。このため、児童・生徒等を中心に「ものづくりの魅力」発信を行います。

ア 学校の授業等へのものづくりマイスター派遣（児童・生徒対象）

職業への理解促進を図り、将来の進路決定及び職業選択の際の一助となることを目的とします。

イ ものづくりマイスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所等見学

ものづくりマイスターが勤務する事業所見学と講義を組合せて実施します。

ウ 学校の教師・保護者を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への派遣

上記アの講義等の実施にあたり、当該学校の教師・保護者の理解を深め、必要な助言が出来るよう、事前にものづくりマイスターを派遣します。

② 「ITの魅力」発信

ITリテラシーの強化や将来のIT産業における人材育成に向けて、児童・生徒に対して情報技術に関する興味の喚起及び情報技術を使いこなす職業能力の付与の実現を目指します。

③ 若者に対する「ものづくりの魅力」発信

④ ものづくりマイスターの働く現場での職場体験実習

**4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営**

(1) 連携会議の設置

(2) 連携会議の開催回数・内容

第1回目 令和2年度の推進計画の決定

第2回目 令和2年度の事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等を報告

**5. 全国斉一的な事業展開の担保について**

(1) 全国会議への出席等

各都道府県コーナー及び中央技能振興センターが連携し、本事業の円滑な業務指導の実施、業務調整等を図り、全国斉一的な事業展開が出来るよう対応します。

(2) 傷害保険の加入

指導実施中の傷害事故等があった際の補償のため、中央技能振興センターが取り扱う傷害保険に加入します。